

8. 安心安全な鶏卵のシンガポール輸出に向けた取組み

豊後大野家畜保健衛生所

○下田洋子・(病鑑)菅正和・芦刈美穂・松岡恭二

【はじめに】

鶏卵の輸出については主にアジア諸国でのニーズが高く、特に在留邦人や日本食を好む現地の消費者の生食用として高い傾向にある。殻付き鶏卵の輸出には、輸出相手国と我が国で2国間条件の締結が必要であるが、この2国間条件を締結している国は、香港とシンガポールの2国のみである。香港は、都道府県が「対香港輸出卵取扱施設」の登録を行うだけで輸出可能となるのに対し、シンガポールは、特に鶏卵のサルモネラ・エンテリティディス(以下SE)について検査し、清浄であることが確認されることが条件になっており、政府(以下AVA)の許可が必要となる。

許可申請書の修正を指示された採卵鶏A社農場に対して、今回『鶏卵のサルモネラ総合対策指針』(以下、指針)に沿った農場施設の衛生状況の確認と定期的なSE検査を行い輸出することができたので、その概要を報告する。

【農場概要】

農場は、育雛場と本場に分かれ、鶏舎構造は平飼い開放鶏舎、堆積発酵床。育雛場は3棟30,000羽、本場は成鶏舎8棟24,000羽、育成舎3棟、育雛舎2棟6,000羽。

【取組内容】

平成26年10月、11月、平成27年1月にA社、県畜産振興課、豊後大野家畜保健衛生所とで協議を行い、指針に基づき農場の飼養状況を確認し、SE検査計画を策定。平成27年1月よりSE検査を開始、農場のSE侵入防止対策について指導を実施。また、SEが分離された場合に備えた「SE陽性の場合の危機管理マニュアル」を作成。

【検査成績】

平成27年1月から検査を開始し、3月の申請までに計118検体を採材。内訳は、導入直後の育雛舎43検体(ひな輸送箱の敷料、1週間の死亡ひな)、2~4週齢の育雛舎6検体(床敷料や塵埃等、検査当日の死亡ひな)、育成舎8検体(床敷料、塵埃)、成鶏舎60検体(床敷料、塵埃、ネスト床面)及び飲料水1検体。検査の結果、SEは分離されなかった。

申請後から9月現在までに、導入直後の育雛舎28検体、2~4週齢の育雛舎6検体、育成舎8検体、成鶏舎110検体の計152検体を採材・検査し、SEについて清浄な状態を維持していることを確認。

【成果】

飼養状況の概要、SE検査計画と検査成績等を添付して、平成27年3月に再申請を行った結果、8月5日にAVAから輸出許可があり、8月20日に第1回目の輸出を行った。シンガポールの日本フェアでも好評で、現在、2回目の輸出のために検査を継続している。